

一般社団法人水戸観光コンベンション協会 後援等名義使用の承認に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）において、水戸市及び協会が関連する観光又はコンベンション振興等に資すると認められる事業（以下「事業」という。）の趣旨に賛同し、事業への支援の意を表するために後援の名義使用を承認する場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(承認の基準)

第2条 後援等名義使用（以下「名義使用」という。）を承認する事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 水戸市及び協会が関連する観光又はコンベンション振興等若しくはその両方に資すると認められること。
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業ではないこと。
- (3) 特定企業、個人、団体等の営利又は商業的な宣伝等並びに少数の利益を目的とした事業ではないこと。
- (4) 特定の地域又は場所に限定された、特定の対象のための事業ではないこと。
- (5) 政治的又は宗教的な目的を持つ事業ではないこと。
- (6) 水戸市暴力団排除条例(平成 24 年水戸市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者が関与している事業ではないこと。
- (7) 上記に掲げるもののほか、協会の会長（以下「会長」という。）が後援名義の使用をすることが適当でないと認める事業ではないこと。

(使用の申請)

第3条 名義使用の承認を受けようとするものは、名義使用申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業の参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合にあっては、その収支予算を明らかにする書類又は徴収する金額の根拠を明らかにする書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、名義使用を開始する前までに行わなければならない。

(申請の承認、不承認)

第4条 会長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定して名義使用承認・不承認通知書（様式第 2 号）により申請者宛てに通知するものとする。

2 会長は、前項の決定に条件を附することができる。

3 会長は、第 1 項の決定のため、申請者に対し必要に応じて報告書又は資料（以下「報告等」という。）の提出を求めることができる。

(名義使用期間)

第5条 申請者は、協会が名義使用を承認したことを通知した日から事業の終了日まで名義を使用することができる。ただし、承認した名義使用期間を超過して使用してはならない。

2 協会は、事業の終了日以降に名義使用が認められる場合は、即時の中止を求めることができるものとし、申請者は、協会からの求めに対し、速やかに対応を行うこととする。

3 協会は、申請者が前項の規定に対し対応を行わない場合は、名義使用の不承認の事実を含め、詳細を公表できるものとする。

(経費等負担)

第6条 協会は、名義使用を承認した事業等については、人的、物的及び金銭的な負担は負わないものとする。

(免責)

第7条 当該事業によって発生した損害等の一切の責任はすべて申請者の責任において解決するものとし、協会は、一切の責任を負わないものとする。

(承認の取消し)

第8条 会長は、第4条の規定により名義使用の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により承認を受けたと認められたとき。
- (2) 第2条の承認基準を満たさなくなったとき。
- (3) 承認の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、名義使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、名義使用承認取消通知書（様式第3号）により名義使用の承認を受けたものに通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 第4条の規定により名義使用の承認を受けたものは、事業の内容を変更し、又は中止したときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(事業報告)

第10条 名義使用の承認を受けたものが、当該承認に係る事業を終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に実施内容が確認できる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月1日から施行する。

(経過規定)

この要項の施行日前に作成又は交付した各様式用の用紙は、同日以後においても、所要の補正を行うことにより使用することができるものとする。